

特定非営利活動法人 定款例

下線部分が法人の名称になります。したがって、「NPO 法人〇〇〇」と定めた場合は、「特定非営利活動法人〇〇〇」ではなく「NPO 法人〇〇〇」が名称ということになります。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇という。

事務所とは「法人の事業活動の中心である一定の場所」で「法人の代表権（少なくともある範囲の独立の決定権）を有する責任者が所在」し、かつ「その場所で継続的に業務が行われる場所」をいいます。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

その他の事務所を置かない場合は、第2項を削除します。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、[③] に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 〇〇〇〇〇〇を図る活動

(2) 〇〇〇〇〇〇を図る活動

⋮

「特定非営利活動の種類」を数多く記載していたとしても、具体的な手段として第5条に「事業」を定めていなければ、その活動を実施することはできません。

<第 条>と下線を付した条は、法に定める**必要的記載事項**です。それ以外の条文は、**法人の任意による記載事項**です。

<第1条>…**必要的記載事項** (法 11①二)

<第2条>…**必要的記載事項** (法 11①四)

注：「主たる事務所」と「その他の事務所（＝従たる事務所）」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載します。ただし、記載が必要となるのはそれぞれの事務所所在地の最小行政区画まででよく、それ以下の住所は**任意的記載事項**です。（その場合も、登記は番地まで必要です。）

<第3条>…**必要的記載事項** (法 11①一)

注：特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があります。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載します。

<第4条>…**必要的記載事項** (法 11①三)

注：法の別表（本手引き 9 ページ参照）に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択してそのまま記載します（複数の種類の選択も可能）。

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ○○○○○事業
- ② ○○○○○事業
- ⋮

第5条に記載した範囲でのみ事業を実施することができます。これを逸脱した活動をすると定款違反となり、監督の対象となりますのでご注意ください。

(2) その他の事業

- ① △△△△△事業
- ② △△△△△事業
- ⋮

「その他の事業」は、「特定非営利活動に係る事業」に支障がない限り、行うことができます。また、「特定非営利活動に係る事業」「その他の事業」という区分は、NPO法に基づく区分であって、法人税法に基づく「収益事業」「非収益事業」という区分とは異なります。

「その他の事業」を行わない場合は、この第2項は削除。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

会員の種別に応じた数を記載してください。

どの会員が総会議決権を持つ社員に該当するか明記します。

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) ……(上記以外の会員を定める場合に記載)

法第2条第2項第1号イ「社員の資格の得喪に不当な条件を付さない」旨定めています。目的達成に特殊な専門技術が必要な場合は、その資格をここで定めることは可能です。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

<第5条>…**必要的記載事項**(法11①三及び十一)

参考:法5

注1:第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載します。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければなりません。

注2:「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載は不要。

注3:「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載します。ただし、「その他の事業」ではこのような記載はできません。

参考:第2項…法5①

<第3章>…社員の資格の得喪に関する事項は**必要的記載事項**(法11①五)

参考:法2②一イ

<第6条>

注1:ここでの「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当します。

注2:賛助会員等、**正会員以外の会員種別を定める場合**は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載します。ただし、正会員(社員)以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の**任意的記載事項**。

<第7条>

注1:第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできます(以下、第11条まで同じ)。**正会員以外については任意的記載事項**。

注2:社員(正会員)以外の会員の入会

第23条(社員総会の権能)や第32条(理事会の権能)と矛盾しないよう注意しましょう。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
- (2) 監事 ○○人

2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

については、任意の条件を定めることができますが、社員(正会員)の資格取得については、不当な条件を付けてはなりません。(法2②一イ)

<第8条>

注:入会金又は会費の設定をしない場合は、記載不要。

<第9条>

注:第4号・除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定(第11条)を置きます。

<第10条>

注:退会が任意であることを明確にしなければなりません。任意に退会できない場合などは法に抵触します。

<第11条>

注:社員総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構いません。

<第4章>…役員に関する事項は**必要的記載事項**(法11①六)

<第13条>

注1:第1項・理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければなりません(法15)。

注2:「理事」及び「監事」を明確に区分します。なお、役員の定数は「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできます。

注3:第2項・職名は、理事長、副理事長以外の名称(例えば「代表理事」「代表」「専務理事」等)を使用することもできます。

第23条(社員総会の権能)や第32条(理事会の権能)と矛盾しないよう注意しましょう。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

右欄「注3」を参照、注意しましょう。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

最大2年以内という法的規制があります。総会から2年後の総会までという規定を定めることも可能ですが、それも2年以内に開催される総会が前提です。詳しくは、「役員変更届Q&A Q17」をご参照ください。

(任期等)

第16条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

<第14条>

注1：第1項…社員総会以外で役員を選任することも可能です。しかし、監事は理事会を監視する役目であり、総会選任が望ましいと考えられます。

注2：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができますこととなります(法21)。

参考：第4項…法19

<第15条>

注1：第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載します。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というように記載します。(法16)。

注2：第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

注3：第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載は削除します。

参考：第5項(1)～(5)…法18

注4：監事は代表権を有しませんので、法人代表にはなれません。

<第16条>

注1：第1項…**必要的記載事項**(法24①(役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。))

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第14条において**役員を社員総会で選任する旨を明記している場合に限り**、法24②の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができます。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれ

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く（ことができる）。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 社員総会

(種別)

第21条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第22条 社員総会は、正会員をもって構成する。

理事会の権能（第32条）と重複しないように注意しましょう。

(権能)

第23条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

もあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされています。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないことから、至急後任者を選任する必要があります。このため、この第4項規定を根拠に2年を超えて役員任期を延長することはできません。

<第17条>

参考：法22

<第18条>

注：役員の解任は社員総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構いません。

<第19条>

参考：第1項…法2②一〇

注：第3項…社員総会以外に理事会等の機関の議決でも構いません。

注：事務局職員を置くかどうか設立時に不明な場合は「置くことができる」としておくといいでしょう。

<第5章>…会議に関する事項は**必要**的記載事項（法11①七）

<第21条>

参考：法14の2及び法14の3

<第23条>

注：定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて社員総会の議決事項（法14の5）になります。

なお、**法定の社員総会議決事項**（(1)

- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常社員総会は、毎事業年度【 】回開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 社員総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

法第 14 条の 4「少なくとも 5 日前に」と規定があるため、5 日以上の日数であれば、問題ありません。

（議長）

第 26 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 社員総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

定款の変更、(2)解散、(3)合併)以外の事項については、その権能を総会にするか理事会にするかは自由に決めることができます（関連＝第 32 条参照）。

しかし、理事会に権限が集中しすぎると、会員の声を無視した理事会の「独走」を許してしまうことにもなりますので、よく考えて作りましょう。

※この事項中、総会議決から理事会議決にする事項は、ここからはずして第 32 条の理事会の権能に挿入しましょう。

「事業計画及び活動予算（当初）」は総会議決、「その変更」は理事会議決と分離することも可能です。

<第 24 条>

注 1：第 1 項…少なくとも年 1 回通常社員総会を開催する必要があります（法 14 の 2）。

参考：第 2 項第 1 号…法 14 の 3①

注 2：第 2 項第 2 号…社員総数の 5 分の 1 以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能です（法 14 の 3②）

<第 25 条>

注：第 3 項…社員総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも社員総会の日の 5 日前までに行われなければなりません（法 14 の 4）。

※「書面」による通知に加え「電磁的方法（電子メール）」も可能とする規定にすることもできます。

第 29 条第 2 項の注参照

<第 27 条>

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上です（法 25②）。

(議決)

第28条 社員総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

法第14条の6に規定。あらかじめ通知していない事項も議決できるようにするためには、第1項に「ただし、議事が緊急を要する場合は、当日総会出席者総数の【 】分の【 】以上の議決により議題とすることができる」などと加えて規定します。

- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

H24 法改正によって、みなし社員総会の決議ができるようになりました(法第19条の9)。みなし社員総会による決議については、正会員全員の同意が必要です。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第30条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者があつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

<第28条>

参考：第1項…法14の6

注：第3項…書面以外に電子メール等の電磁的記録(法規2)による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできます(法14の9①)。
詳しくは、「Ⅲ法人の管理・運営について 6 定款変更に関する手続きと提出書類 (5) 設立済のNPO法人の定款変更 (2) 電磁的方法(電子メール等)の活用(任意)」の新旧対照表をご参照ください。

<第29条>

参考：第1項及び第2項…法14の7

注：第2項…書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできます(法14の7③)。(電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当します(法規1)。)詳しくは、「Ⅲ法人の管理・運営について 6 定款変更に関する手続きと提出書類 (5) 設立済のNPO法人の定款変更 (2) 電磁的方法(電子メール等)の活用(任意)」の新旧対照表をご参照ください。

参考：第4項…法14の8

<第30条>

注1：第2項…署名・押印以外に「記名、押印」あるいは「署名押印または記名

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

押印」でも可能です。

注2：第3項…書面以外に電磁的記録（法規2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできます（法14の9①）

第28条第3項の注参照。

第28条第3項のみなし総会を行った場合の議事録の作成についての定めです。（促進法施行条例施行規則第5条で定められています。）

第28条第3項を採用しなければ、この項は不要。

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の【 】日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

<第6章>…会議に関する事項は**必要**的記載事項（法11①七）

<第32条>

注：社員総会の権能と整合性をとってください（第23条参照）。

総会の権能にある事項と重ならないようにします。

注：第3項…「書面」による通知に加え「電磁的方法（電子メール）」も可能とする規定にすることもできます。

第29条第2項の注参照

<第36条>

参考：第2項…法17

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

<第38条>

注：第2項…署名・押印以外に「記名、押印」あるいは「署名押印または記名押印」も可能です。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

<第7章>…**必要的記載事項**（法11①八及び九）

<第39条>

定款第5条の「その他の事業」の規定がない場合は、右注のように条項そのものを省略することもできますが、「この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。」と記載することも可能。

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

<第40条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を省略可能。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

<第41条>

注：社員総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構いません。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

<第42条>

注：「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

定款第5条の「その他の事業」の規定がない場合は、右注のように条項そのものを省略することもできますが、「この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。」と記載することも可能。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

事業年度の開始日や終了日については、自由に決めることができます。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

第23条(社員総会の権能)や第32条(理事会の権能)と矛盾しないよう注意しましょう。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する

<第43条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない(法5②)。

<第44条～第46条及び第49条>

注：平成15年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されています(法27一)。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を省略することができます。

第23条(社員総会の権能)や第32条(理事会の権能)と矛盾しないよう注意しましょう。

<第48条>…**必要的記載事項**(法11⑩)

<第8章>…定款の変更と解散に関する事項は**必要的記載事項**(法11⑩十二及び十三)

<第50条>

参考：法25

注1：定款変更の際には、定款に特別の

場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

解散の決議は、必ず社員総会の議決となります。(理事会に委任できません。)

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) (他に独自の解散条件を定める場合に記載します。)
(例) 設立後10年を経過した場合)

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【○○○】に譲渡するものとする。

右注1の団体の中から決めなければなりません。今は具体的に決めないで、「(解散)社員総会において選定した者」あるいは「(解散)社員総会において、正会員総数の○分の○以上の議決を経て選定した者」等と解散時に決める旨定める方法もあります。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、「その出席した社員の4分の3以上の議決」が必要です。

注2：法25③に規定する以外の事項は、事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)(第2条参照)、役員の定数に関する事項(第13条参照)、資産に関する事項(第7章参照)、会計に関する事項(第7章参照)、事業年度(第48条参照)、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項(第8章参照)、公告の方法(第9章参照)を指します。

<第51条>

参考：第1項…法31①

第1号…法31①一

第2号…法31①三

第3号…法31①四

第4号…法31①五

第5号…法31①六

第6号…法31①七

第7号以下…法31①二(定款で定めた解散事由の発生)

注：第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要です(法31の2)。

参考：第3項…法31②

<第52条>

参考：法11③、法32

注1：【○○○】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければなりません(法11③)。

注2：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなります(法32②③)。

<第53条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告については、(例)【内閣府NPO法人ポータルサイト】【法人ホームページ】に掲載して行う。

【ただし書きについて】

【 】内は、右欄の③のうちで、内閣府のポータルサイトを利用する場合、あるいは法人のホームページを利用する場合の記載例です。

このほか、「官報」や「〇〇新聞」「法人の掲示場」が考えられます。

ただし、法人の掲示場とする場合は、掲示場が「公衆の見やすい場所」でなければなりません。一般に掲示場への出入りが自由である必要がありますので、注意が必要です。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

但し、第54条後段ただし書きの規定は、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日から（あるいは「改正法附則の第2号施行日から」）施行する

議決が必要です（法第34条）。

<第9章>…**必要的記載事項**（法11①十四）

<第54条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。

法人の活動実態に応じて、①官報に掲載する方法、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法、③電子公告（インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置）、④当該特定非営利活動法人主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法から選択し、定款に記載することになります。

注2：貸借対照表の公告方法について、「①と②による方法とする」というように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、「①又は②による方法とする」というように選択的に定めることはできません。

注3：③の方法について、記載例のように具体的に記載する必要があるが、URLまで記載する必要はありません。

注4：官報以外の公告方法を選択した場合であっても、以下の①及び②の公告については、官報掲載を法に定めてあり、選択した公告方法に加え、必ず官報に掲載して行う必要があります。

(1) 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法31の10④）

(2) 清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法31の12④）

<附則>

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しません。

後段の「但し」書きは、平成30年秋ごろまでの設立認証申請にのみ記載します。

「あるいは」の前後の文賞のどちらかを記載。

法第 11 条第 2 項に「設立当初の役員は定款で定めなければならない」と規定されています。
第 13 条に定める役員定数や役職数と矛盾しないよう注意しましょう。
また、役員名簿と相違ないか確認しましょう。
※定款変更によって削除することはできません。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
副理事長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
理事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
同	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⋮				
監事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
同	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⋮				

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

この日付が、以後の役員任期で重要な日付になります。
この日付で役員の任期は終わるので、その年度に次期役員を選任する必要があります。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 正会員入会金 | 〇〇〇円 |
| 正会員会費 | □□□円 (1年間分) |
| (2) 賛助会員入会金 | △△△円 |
| 賛助会員会費 | ▽▽▽円 (1年間分) |

7 この法人の設立当初の主たる事務所は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

【附則について】

法人運営は、本来定款の各条文の規定に従って決定していく必要がありますが、「附則」は法人成立までに決定しておかなければならない事項、設立当初の特殊な条件での例外的措置などを規定するものです。このため、附則に記載した事項の内容を変更した(例えば「会費の額の変更」)からと言って、この附則そのものは変更(更新)する必要はありません。この附則の文章は設立当初の措置としてそのまま残します。

その後の定款変更などをした場合の記録については、附則の追加として記載することになります。

注 2 : 第 2 項…**必要的記載事項** (法 11 ②)

役員名簿の記載内容と一致させます。

注 3 : 第 3 項…至年月日は、**成立の日から 2 年を超えてはならない。**

社員総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の 2～3 ヶ月後にずらしておくと、法人運営に支障をきたすおそれが少ないでしょう (第 16 条注 2 参照)。

注 4 第 6 項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載します。

また、会費・入会金は個人、団体別の金額を定めることも可能ですから、その場合は「個人」「団体」に分けて金額を記載します。

(入会金・会費の設定がない場合は、この附則第 6 条は記載する必要がありません。)

定款第 2 条で、事務所の所在地を最少行政区画までしか規定していない場合、ここに具体的な住所を記載しておくといいでしょう。